

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市国際文化観光基金の項中「国際文化交流の推進や」を「国際交流、国際協力及び多文化共生施策の推進並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。